

《基本計画の位置づけ・経緯》

- 文化芸術基本法において、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定めなければならないこととされている基本的な計画。
- 第1期計画期間が令和4年度で終了するため、令和5年度からの5か年を対象とした第2期計画の策定に向け、令和4年6月に文化審議会に諮問。
- 同審議会における有識者・団体ヒアリング、委員発表等を通じた集中的な審議を経て、令和5年3月に答申を受け、同月24日に閣議決定。

前文

- 文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人々の心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉。
- 我が国には、各地に魅力的な有形・無形の文化財が数多く存在し、雅楽・能楽・文楽・歌舞伎・組踊等の伝統芸能の上演が行われるなど、長い歴史を通じて地道な努力により今まで受け継がれてきた誇るべき価値を有する。
- 現代の美術・音楽・演劇・舞踊等の芸術、映画・マンガ・アニメーション・ゲームといったメディア芸術、和食・日本酒等の食文化を含む生活文化、建築・ファッションなどは、世代を問わず人々の心を捉え、デジタル技術を芸術活動に活用するデジタル芸術というべき試みも多く生まれつつあり、我が国の文化芸術の幅の広さ、奥深さ、質の高さを示している。
- 新型コロナの感染拡大が、人々の身体的な接触を妨げ、心理的な距離も生じさせるなど多くの人々に行動変容を迫る困難にあって、文化芸術は、人々に安らぎ、勇気、希望を与えるという本質的価値が改めて認識され、その灯を消さぬよう次世代への継承の努力が継続。
- また、文化芸術は、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等との緊密な連携の下、デジタル化等の技術革新を取り入れながら、創造的な社会・経済活動の源泉として新たな価値や収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資される好循環を通じて、我が国の発展に寄与。
- 國際的にも多様性、包摂性、持続可能性をキーワードに、地球規模の課題の解決に向けた動きが活発化する中、人々のウェルビーイングの向上を図るためにも、文化芸術が果たすべき役割が増大。

第1：我が国の文化芸術を取り巻く状況

1. 第1期計画期間中における文化芸術を巡る主な動向

- ・文化庁の京都移転決定を契機として、文部科学省設置法を改正し、文化庁が中核となって「文化に関する施策を総合的に推進」する権限を新たに規定、「芸術に関する教育」や「博物館に関する事務」を文科省から文化庁へ移管。
- ・日本で初めて第25回ICOM（国際博物館会議）京都大会を開催し、その理念を踏まえ博物館法を改正。
- ・文化観光推進法を制定、日本博を展開。
- ・2度にわたり文化財保護法を改正。「文化財の匠プロジェクト」を策定。

2. 新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響

- ・新型コロナの感染拡大により、文化芸術イベントは中止・延期・規模縮小、人々の行動自粛。
- ・文化芸術を専門的に支える個人や団体の文化芸術活動の減少、観光需要の減少、海外との文化交流の停滞、地域の祭礼等の中止、学校における子供の文化芸術活動の減少など極めて甚大な影響。
- ・改めて文化芸術の持つ本質的及び社会的・経済的価値の重要性とともに、今後有事が生じた場合の迅速な対応の必要性等について再認識。

3. 社会状況の変化

- ・デジタル化の急速な進展による表現形態の多様化、幅広い需要に応えられる創造空間の実現、NFTの活用など取引形態の多様化。
- ・急激な少子高齢化により、特に地方部での文化芸術の担い手が減少、鑑賞者など需要の減少・市場の縮小。
- ・国際的／地球規模の課題に対する文化芸術の貢献への認識の深まり。
- ・アジア発のコンテンツが興隆。我が国文化芸術のグローバル展開が急務。

第2 第1期計画で示された施策の実施状況／達成状況の評価

○ 第1期計画における「今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性」の進捗状況に関し、文化審議会にて中間評価を実施。

【評価の概要】

- ・ 計画期間当初には戦略に掲げた目標の一定の進捗が見られたものの、
令和2年以降は、新型コロナの影響を大きく受け、進捗が芳しくない、評価することが適切でないといった状況。

(課題)

- ・ コロナ禍において、我が国の文化芸術の担い手の活動基盤が脆弱であることが明らかに。
安定的に活動を継続することができる環境の整備や、団体等の特性に応じた自律的・持続的な発展に資する取組の強化が課題。
- ・ アート市場活性化、文化観光の推進については、ポストコロナを見据え、市場の回復及び更なる振興が課題。
- ・ 新型コロナの影響を大きく受けた日本博については、2025年の大阪・関西万博に向けた一層の充実が課題。
- ・ 障害者をはじめ、誰でも文化芸術に触れることができる環境の充実が課題。
- ・ 文化芸術の担い手を確保するための方策を多面的・長期的に検討することが課題。
- ・ 地方公共団体における文化財保存活用に関する計画の作成の促進が課題。
文化芸術に対する寄附の受け入れ拡大のため、文化芸術に対する寄附意識の醸成が課題。

第3：文化芸術政策の中長期目標

○中長期目標：「文化芸術基本法」に基づき策定された 第1期計画の中で掲げられている「目標」を基本的に踏襲

中長期目標① 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されていることを目指す。

中長期目標② 創造的で活力ある社会の形成

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されていることを目指す。

中長期目標③ 心豊かで多様性のある社会の形成

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されていることを目指す。

中長期目標④ 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成されていることを目指す。

第4：第2期計画における重点取組及び施策群

1. 第2期計画における重点取組：心豊かで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく7つの重点取組を推進

重点取組		主な取組例
1	ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術水準の向上 ・文化芸術分野の活動基盤強化 ・文化芸術団体等の自律的・持続的な発展に資する支援の実施 ・文化芸術創造エコシステムの確立 ・我が国のアートの持続的発展の推進 ・映画・マンガ・アニメーション・ゲーム等のメディア芸術の振興 ・ナショナルセンターとしての国立文化施設の機能強化 ・文化施設の運営等におけるPPP/PFI活用等による官民連携の促進
2	文化資源の保存と活用の一層の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化財の匠プロジェクト」の着実な推進 ・文化財の保存に関する集中的な取組 ・我が国固有の伝統芸能をはじめとする無形の文化財の保存・活用 ・地域の伝統行事等の振興と次世代への着実な継承 ・近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興
3	文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における文化芸術教育の充実・改善と我が国の伝統文化の継承 ・子供たちが、文化芸術・伝統芸能等の本物に触れることができる鑑賞・体験機会の確保 ・文化部活動の円滑な地域連携・移行の促進
4	多様性を尊重した文化芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・性別、年齢、障害の有無や国籍等にかかわらず活動できる環境の整備 ・共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進 ・外国人に対する日本語教育の水準の維持向上による、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境整備 ・文化芸術活動の推進に当たっての多様な財源の確保方策の促進
5	文化芸術のグローバル展開の加速	<ul style="list-style-type: none"> ・トップアーティスト等のグローバルな活動の支援を含む戦略的な文化芸術の海外発信 ・「日本博2.0」の推進をはじめとする世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点形成に向けた環境づくり ・CBX*による海外展開の推進 ・世界の様々な国や地域を対象とした国際的な文化交流の充実 ・気候変動や持続可能な開発といった地球規模の課題への文化芸術政策としての対応
6	文化芸術を通じた地方創生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備の促進 ・全国の劇場・音楽堂等の機能強化・設備整備の促進 ・文化観光拠点・地域や「世界遺産」、「日本遺産」等の文化資源を最大限活用した文化観光の推進 ・地方における文化芸術公演の積極的な展開の支援 ・食文化をはじめとする生活文化の振興 ・地域における文化芸術振興を推進する人材の育成と体制の整備・構築 ・公共空間等のアーティスト等への開放
7	デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・急速に進化するデジタル技術を活用した文化芸術活動の推進 ・DX時代に対応し、権利保護と利用の円滑化を踏まえた著作権制度・政策の推進によるコンテンツ創作の好循環の実現 ・文化芸術のデジタル・アーカイブ化の促進、デジタル技術を用いた文化財の保存・活用 ・文化芸術と科学技術をつなぐ研究開発の促進

第4：第2期計画における重点取組及び施策群

2. 第2期計画における施策群

第2期計画期間中、効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するために16の施策群を整理し、具体的な取組を詳細に設定。

- ① コロナ禍からの復興と文化芸術水準の向上等
- ② 基盤強化、自律的運営による文化芸術の持続可能な発展
- ③ 「文化財の匠プロジェクト」の推進等による文化資源の保存と活用の好循環の構築
- ④ 国際協力を通じた文化遺産の保存・活用（世界文化遺産・無形文化遺産等）
- ⑤ 国土強靭化に資する文化財の防火・防災対策の推進
- ⑥ 文化芸術教育の改善・充実、子供たちによる文化芸術鑑賞・体験機会の確保
- ⑦ 障害者等の文化芸術の参画促進による共生社会の実現
- ⑧ 国語の振興、国内外での日本語教育の推進
- ⑨ 世界を視座とした戦略的な文化芸術の展開
- ⑩ 海外との連携による文化芸術の好循環の創出
- ⑪ 国立美術館・博物館、国立劇場等の文化振興のナショナルセンターとしてのマネジメント機能の強化、博物館行政の充実
- ⑫ 地域における文化芸術振興拠点の整備・充実
- ⑬ 文化観光の推進による好循環の創出
- ⑭ 食文化をはじめとした生活文化の振興
- ⑮ デジタル技術を活用した文化芸術の振興
- ⑯ DX時代に対応した著作権制度の構築

第5：第2期計画推進のために必要な取組

1. 社会課題に適時的確に対応するための政策形成・評価と体制構築

- 多様なデータと分析に基づくロジックモデルの構築、モニタリング指標やデータに基づく実態把握、状況の変化に応じた機動的かつ柔軟な施策の改善。
- 国内外の文化芸術活動・施策の動向把握や文化芸術の持つ価値の評価等のため、大学や独立行政法人等と連携し調査機能を強化。

2. 第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開

- 広報ツール（SNS、動画配信サービス等）の活用や、対象となる層に応じた情報提供を実施。

3. 国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興

- 地方公共団体に対して、第2期文化芸術推進基本計画を参照した「地方文化芸術推進基本計画」の改定・策定を促進。こうした地方公共団体の取組を促すため、国としても必要な情報提供等を実施。
- 地方公共団体において、文化芸術の振興を通じて地域の諸課題解決のための継続的な取組に関係部局等が一体となって取り組めるよう、文化芸術担当部局に限らず、様々な部局が連携して施策に取り組む。